6　各種基準

伝統的建造物･環境物件（特定物件）に対する基準

修理基準［補助対象］

建 築 物・主としてその外観を維持するため、原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原修理する。

工 作 物・原則、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原修理する。

環境物件・原則、履歴を調査の上、現状維持及び保全又は復旧する。

復原修理

・町や専門家による破損調査・履歴調査を行い、その結果に基づいて修理の計画を作成します。

・後世の改変により、各時代の特性を反映した外観の伝統様式が複数確認されることがあります。
その場合、旧状とは必ずしも建築当初の姿と限らず、どの時期の姿に復原するのが適切か、所有者等の意向や建造物の状態、周囲の景観等を総合的に考察して決定します。

・改変が大きく、履歴調査により旧状が確認できない場合は、建築時期や立地等を考慮し類例を参考にして復原案を決定します。

修理方針決定までの流れ

修理前

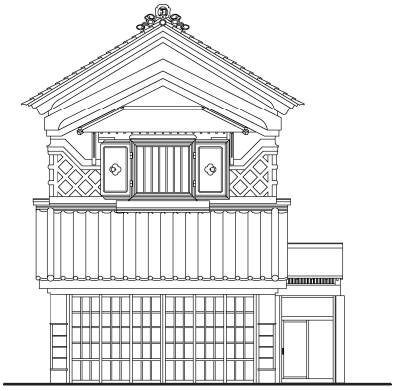

破損調査
履歴調査

・**破損調査**　構造や外部仕上の破損状況を調べます。

・**履歴調査**　痕跡調査、古写真・古図面等記録の確認、所有者等への聞取り等を行います。

・**痕跡調査**では、柱等の各種部材の新旧や、部材に残された様々な跡を見極めて図面に記録し、改変前の姿を調べます。形状だけでなく、伝統的な仕様や技法が判明した場合は、それらも記録します。

古写真

修理方針
決定

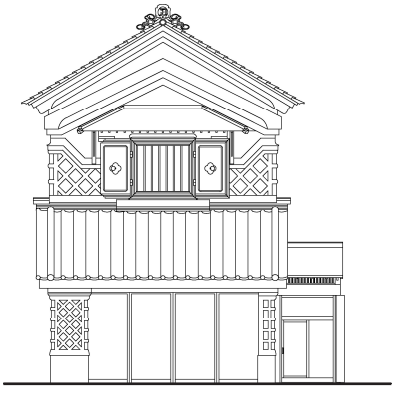

・現状で良好に伝統形式が維持されている場合は、現状維持の修理を行います。

・履歴調査の結果に基づき、復原案を作成します。複数の伝統様式が確認された場合は、どの様式にするか検討します。

・保存のために必要な構造部分（柱・梁等）の修理や補強も必要に応じて行います。

・破損状況を踏まえ修理方針を決定します。

伝統的建造物以外の建造物に対する基準

修景基準［補助対象］

保存地区内における敷地に対する建築物等の伝統的な配置は、下図のようになります。修景を行う場合は、敷地の条件に合わせて、いずれかの配置を参考にして建築物や工作物、庭等の位置を決めましょう。

保存地区内の伝統的な建築物は、下図に示したⅠ・Ⅱ・Ⅲの３種類に大きく分けることができます。それぞれに対する構造や形の基準は、次頁以降に示します。

［建築物の配置］

Ⅰ．表通り(注1)に面して建てられる主要な建築物　［伝統様式の「店」の位置に建てられる建築物］

・町並みの壁面線(注2)に沿った配置とする。
・原則、南側に通路をとり、建築物は敷地の北側に寄せて建てる。
　ただし、敷地の南側が脇通り(注3)に面する場合はこの限りではない。

Ⅱ．Ⅰの背後に接続する主要な建築物　［伝統様式の「主屋」の位置に建てられる建築物］

・原則、南側に通路をとり、建築物は敷地の北側に寄せて建てる。
　ただし、敷地の南側が通りに面する場合はこの限りではない。

Ⅲ．その他の建築物　＊道路等より望見されるものに限る

・裏通り(注4)に面して建築物を建てる場合は、原則として、妻側を裏通りに向けて配置する。
・Ⅰ、Ⅱに付属する建築物は、その裏側に配置する。
　ただし、敷地の間口が広い場合で、袖蔵等を建てる場合はこの限りではない。

［建築物の大きさ］

Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの建築物共通

・間口及び高さを周囲の伝統的建造物と調和したものとする。

Ⅰの建築物

・奥行は伝統的建造物と調和したものとし、長大になる場合は、１棟であっても二つに分節する（分節された建築物のうち後ろの部分については、構造や形はⅡに関する基準に従う）。

＜一般的な敷地＞

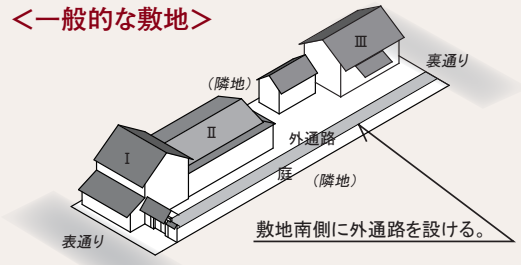

＊Ⅰは、敷地の間口が狭い（４間未満）場合、妻入が望ましい。
ただし、敷地が角地の場合は下段参照。

＜敷地の南側が脇通りに面する敷地（角地）＞

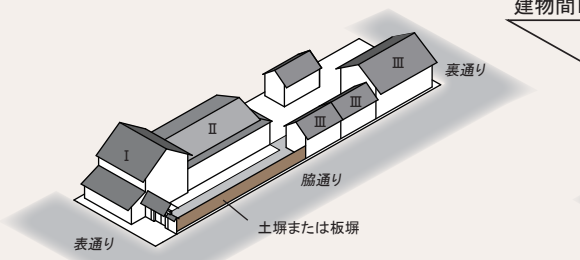

－敷地の間口が広い（4間以上）場合－

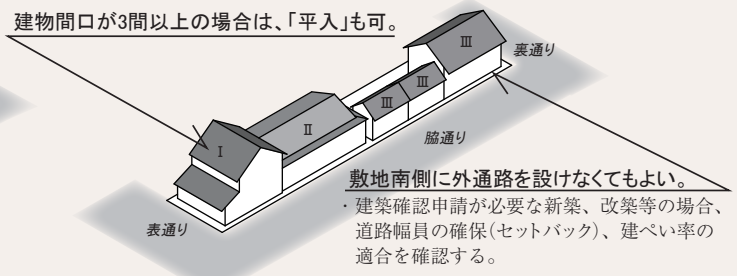

－敷地の間口が狭い（4間未満）場合－

＜分割された敷地＞

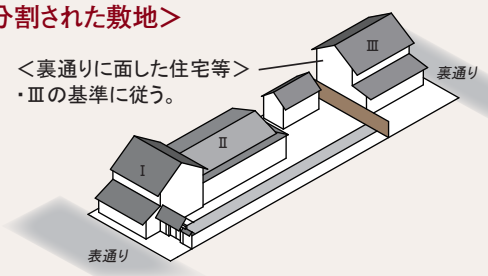

＜間口が広大な（10間程度以上）敷地＞

・表通り沿いに空地が露出しないようにする。
→１棟であっても店と脇蔵が並んでいるような外観にする。どうしても空地となる場合は、道沿いに土塀又は板塀を設置する。

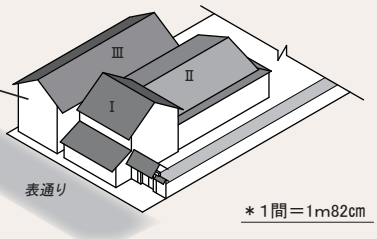

※図は表通りを挟んで東側の敷地をモデルにしたものです。西側の敷地はこれらを反転させたものとなります。
注１：表通りとは、町道町中央線をいう。
注２：町並みの壁面線とは、表通りに面する伝統的建造物の壁面が作り出す壁面線をいう。
注３：脇通りとは、町道警察署前線、塩内線、願勝寺前線をいう。
注４：裏通りとは、町道町東裏線および西裏線をいう。

[建築物の構造や形]

Ⅰ．表通りに面して建てられる主要な建築物　[伝統様式の「店」の位置に建てられる建築物]

構　造・原則、在来工法による木造とする。

階　数・原則、地上二階建てとする。

屋　根・形状は、伝統様式に従い切妻造平入、切妻造妻入、寄棟造妻入のいずれかとする。

・勾配は、伝統様式に従う。

・材料は、伝統様式に従い燻瓦の桟瓦葺又は金属板葺とする。

下　屋・一階の表通り側に間口一杯に下屋を設ける。

・材料は、本屋*の屋根と同様とする。　＊本屋：二階建ての部分。本体。

外　壁・大壁又は真壁とし、仕上げは伝統様式に従う。

開口部・形状は伝統様式に従い、建具は原則として、木製建具とする。

色　彩・周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。

○ 以下のいずれかの型を参考にして下さい。

<店蔵型>

二階開口部
・観音開扉又は片開扉
鉄格子付き
・上部に掛庇(鉄板葺)

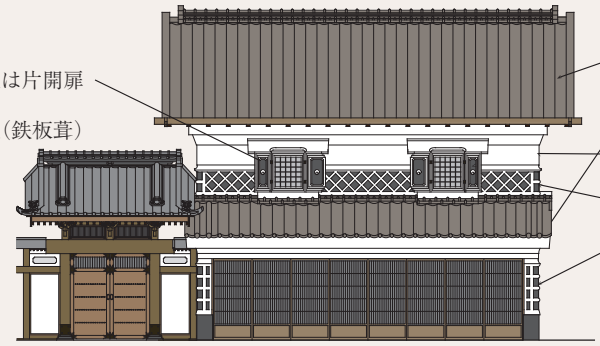

南隣に表門

切妻造平入又は切妻造妻入

屋根
・塗籠形式又は置き屋根形式
・桟瓦葺
・軒裏は塗り込める(置き屋根は除く)

正面・南側外壁
・漆喰塗仕上げ又は下見板張り

腰壁
・なまこ壁又はモルタル洗出し仕上げ

北側外壁
・なまこ壁又は下見板張り

一階開口部
・格子戸、板戸＋戸袋、
鉄板戸＋戸袋のいずれか(最外部)

<塗屋型>

二階開口部
・鉄格子付小窓(掛庇無し)
又は木製枠ガラス窓(掛庇付き)
・掛庇は鉄板葺

一階開口部
・木製枠ガラス戸、板戸＋戸袋、
鉄板戸＋戸袋のいずれか
(最外部)

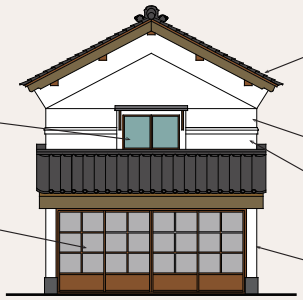

切妻造平入又は切妻造妻入

屋根
・塗籠形式又は置き屋根形式
・桟瓦葺又は金属板葺
金属板は横葺(一文字葺等)とし、
色は黒、こげ茶等とする
・軒裏は露出

正面・南側外壁
・漆喰塗仕上、モルタル仕上げ

腰壁
・漆喰塗仕上、モルタル仕上げ又は無し

北側外壁
・下見板張り

<真壁型>

二階開口部
・木製枠ガラス窓(掛庇付)

一階開口部
・木製枠ガラス戸
又は板戸＋戸袋
(最外部)

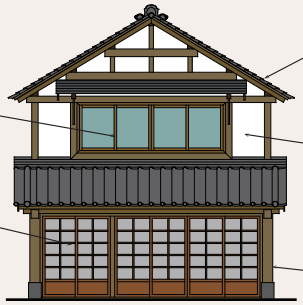

切妻造平入、切妻造妻入、寄棟造妻入のいずれか

屋根
・塗籠形式又は置き屋根形式
・桟瓦葺又は金属板葺
金属板は横葺(一文字葺等)とし、
色は黒、こげ茶等とする
・軒裏は露出

正面・南側外壁
・漆喰塗仕上げ、モルタル仕上げ

腰壁
無し

北側外壁
・下見板張り

伝統様式デザイン事例

店蔵型

屋根･二階外壁

屋根

屋根

二階外壁･開口部

二階開口部

二階開口部

下屋軒部分

下屋軒部分

下屋軒部分

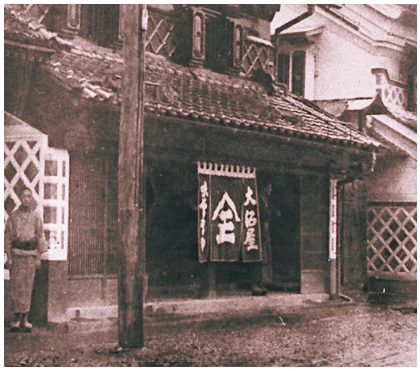
一階開口部

一階開口部

一階開口部

南側外壁

南側外壁（腰壁）

南側外壁（腰壁）

南側外壁（妻壁）

北側外壁

北側外壁

塗屋型

真壁型

Ⅱ．Ⅰの背後に接続する主要な建築物　[伝統様式の「主屋」の位置に建てられる建築物]

構　造・原則、在来工法による木造とする。

規　模・間口及び高さを周囲の伝統的建造物と調和したものとする。

階　数・地上二階建て以下とする。

屋　根・形状は、伝統様式に従い切妻造、寄棟造、入母屋造のいずれかとし、平入とする。
・勾配は、伝統様式に従う。
・材料は、伝統様式に従い燻瓦の桟瓦葺又は金属板葺とする。

外　壁・真壁とし、仕上げは伝統様式に従う。

開口部・形状は伝統様式に従い、建具は原則として、木製建具とする。

色　彩・周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。

＜平屋型＞

＜二階建て型＞

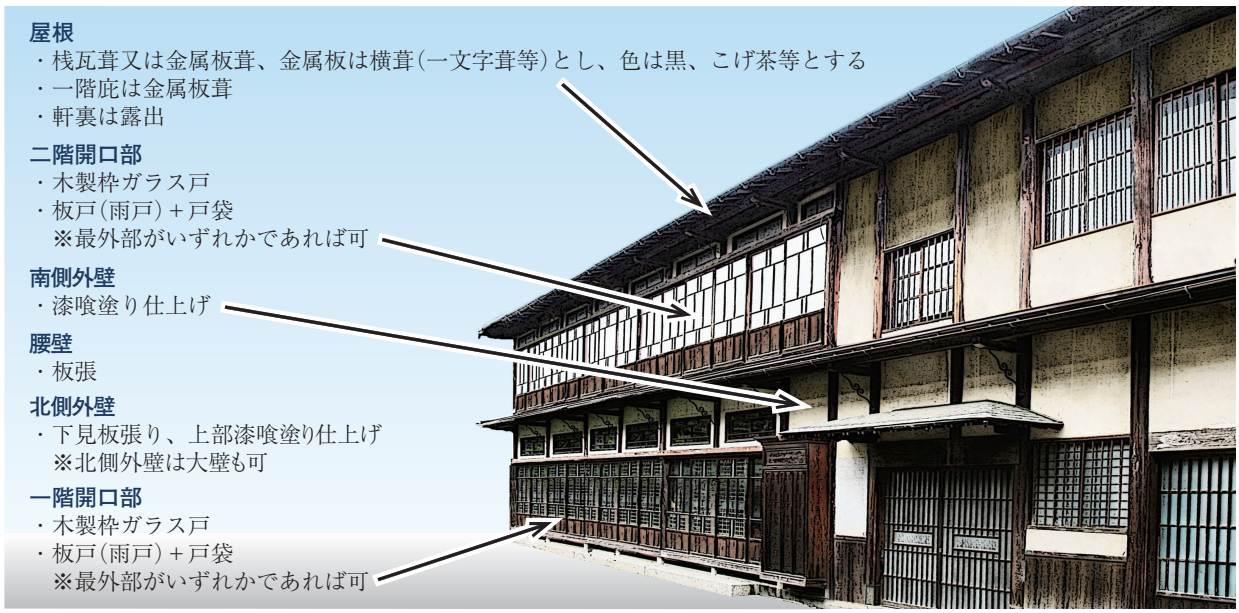

伝統様式デザイン事例

屋根

切妻造金属板葺

切妻造桟瓦葺

寄棟造桟瓦葺

入母屋造桟瓦葺

開口部

平屋型

二階建て型

二階建て型

外壁（北側）

下見板張り（押縁付き）上部漆喰塗り

下見板張り（押縁付き）上部漆荒壁

下見板張り（よろい張り）上部漆喰塗り

Ⅲ．その他の建築物　＊道路等より望見されるものに限る

構　造・原則、在来工法による木造とする。

規　模・間口及び高さを周囲の伝統的建造物と調和したものとする。

階　数・地上二階建て以下とする。

屋　根・形状は、伝統様式に従い切妻造、寄棟造、入母屋造のいずれかとする。

・勾配は、伝統様式に従う。

・材料は、伝統様式に従い燻瓦の桟瓦葺又は金属板葺とする。

外　壁・大壁又は真壁とし、仕上げは伝統様式に従う。

開口部・形状は伝統様式に従い、建具は原則として、木製建具とする。

色　彩・周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。

伝統様式デザイン事例

土蔵

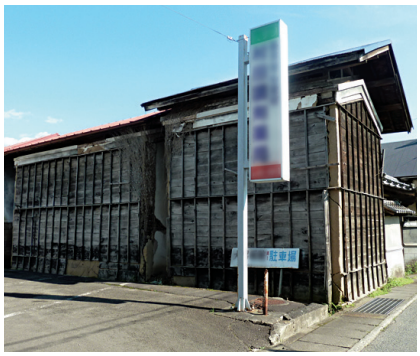

付属屋

工作物

門、塀、石畳

・原則、敷地南側の通路には表通りに面して門を設け、間口が広い場合には袖塀を付ける。

・意匠はいずれも伝統的様式に従う。

その他の工作物

・原則、公共の場所から望見できる位置に設置しない。
ただし、用途上やむを得ない場合は周囲の伝統的建造物と調和したものとする。

建築設備

・伝統的な意匠のものの外は、適切に隠す等歴史的風致を損なわないものとする。

伝統様式デザイン事例

門・塀

大型の門と塀

大型の門と塀

大型の門と塀

小型の門

小型の門

土塀

板塀

石畳

許可基準［補助対象外］

建築物

配　置・敷地が表通りに面する場合は、主要な建築物の正面を表通りに向ける。
・外壁又はこれに代わる柱等の面の位置は、原則として、周囲の伝統的建造物と調和するものとする。

構　造・原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。

規　模・歴史的風致を損なわないものとする。

階　数・原則、地上二階建て以下とする。

屋　根・原則、二方向以上の傾斜屋根*とする。　＊前･後、左･右など二方向以上に傾斜する屋根。切妻造、寄棟造など。
・原則、和瓦葺又は金属板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。

下　屋・表通りに面して設ける下屋の形状は、 周囲の伝統的建造物と調和するものとする。
・原則、和瓦葺又は金属板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。

外　壁・歴史的風致を損なわないものとする。

開口部・歴史的風致を損なわないものとする。

色　彩・落着いた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。

工作物

門、塀、石畳・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。

その他の工作物・原則、公共の場所から望見される位置に設置しない。
ただし、用途上やむを得ない場合は歴史的風致を損なわないものとする。

建　築　設　備・伝統的な意匠のものの外は、適切に隠す等歴史的風致を損なわないものとする

土地の形質の変更・歴史的風致を損なわないものとする。

木竹の伐採・植栽・歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。

土石類の採取・採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

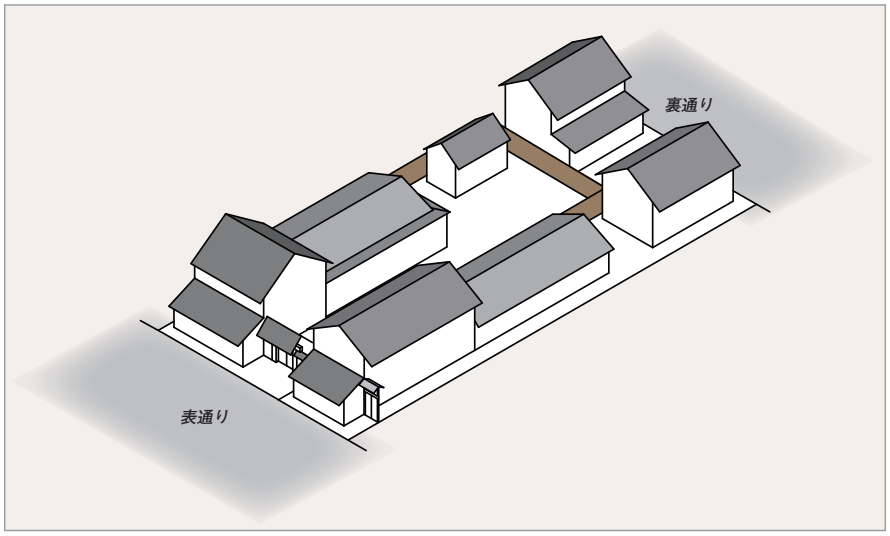

建造物の配置と形のモデル